

経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和4年12月22日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第10号 令和4年度八街市一般会計補正予算中
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、
5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費
第2表繰越明許費補正1追加の内7款土木費
第3表債務負担行為補正1追加の内
(44) から (69)
- (2) 議案第13号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について
- (3) 議案第14号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について

経済建設常任委員会会議録

招集年月日	令和4年12月22日(木)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻 及び宣告	開会	午前10時00分	委員長	山田雅士
	閉会	午前11時36分	副委員長	角麻子
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	山田雅士	出	山口孝弘	出
	角麻子	出	小菅耕二	出
	加藤弘	出	木村由希子	出
委員外議員	議長 鈴木広美	出		
委員会に出席した 事務局職員職氏名	事務局長 梅澤孝行		副主幹 佐藤竜一	
	主査 嘉瀬順子		主査 安見里香	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	経済環境部長 相川幸法			
	建設部長 市川明男			
	農政課長 酒和裕一			
	商工観光課長 牛川孝正			
	環境課長 塚本賢一			
	クリーン推進課長 川津和久			
	道路河川課長 中村正巳			
	都市計画課長 戸村哲雄			
	下水道課長 仲田浩之			
	水道課長 古西弘一			
	その他関係職員			
委員会説明者職指名	農業委員会事務局長 小川正一			
議題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○山田委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について、可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されています。なお、委員長の注意に従わないときは、委員会条例第16条第2項の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

また、本日、傍聴人から撮影の許可を求められましたので、八街市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可しました。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に、加藤弘委員、角麻子委員を指名します。

これから、議案の審査を行います。当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、3件です。

議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

第1表歳入歳出予算補正の審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は、款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項について、提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○塚本環境課長

それでは、補正予算書の37、38ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費についてご説明いたします。

こちらは、補正前の額に211万4千円を減額し、補正後の額を1億932万1千円とするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費31万1千円の増額につきましては、4月1日付人事異動、並びに給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴う給料、職員手当等及び共済費の増額補正でございます。

八富成田斎場費242万5千円の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金において、八富成田斎場運営費負担金の前年度との精算による額の確定による減額補正でございます。

続きまして、6目公害対策費についてご説明します。補正予算書は38ページをご覧ください。

こちらは、補正前の額に41万9千円を増額し、補正後の額を4千628万9千円とするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費41万9千円を増額につきましては、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴う給料、職員手当等及び共済費の増額補正でございます。

○川津クリーン推進課長

続きまして、補正予算書39ページ、2項清掃費について説明いたします。1目清掃総務費は、補正前の額に79万2千円を追加し、補正後の額を1億637万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費79万2千円は、給料、職員手当、共済費について、4月1日付人事異動、並びに給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴い増額しようとするものです。

次に、2目塵芥処理費は、補正前の額に4千37万7千円を増額し、補正後の額を25億1千284万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。クリーンセンター処分場管理運営費4千37万7千円は、10節需用費、光熱水費を増額しようとするものです。これは、電気料金の高騰対策として、クリーンセンター工場棟及び管理棟で使用している電力量が前年度よりも急激に上昇していることにより、予算の不足が見込まれることから、不足見込額を増額しようとするものです。

以上で、歳出4款衛生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

39ページのクリーンセンター処分管理運営費の光熱水費についてお聞きいたします。4千万円という金額に関しては、電気料金が上がっているから、増額補正ですよというところの説明があったんですけども、これは、電気料金が上がっただけで、この金額ということで確認をさせていただきたいと思います。

○川津クリーン推進課長

ご質問の電気料金なのですが、基本的には電気料金の値上がり分相当額のみを増額補正させていただいております。実際の使用数量につきましては、今年度に入ってから、前年度よりも少なくなっているのが実態です。ただ、これにつきましては、基幹的設備改良工事に伴い、休炉期間を設けていることもありまして、使用数量そのものが減っているという状況です。

○山口委員

一応、今年度は電気料金が上がっていて、今後もこれは予想されますよね。電気料金の値上がりというのは、報道等でも、これからもまだ上がっていくというようなことでございます

が、これは、電気料金等の対策、対応というのは今後何か考えていらっしゃることはありますか。

○川津クリーン推進課長

電気料金の今後につきましては、まず、電気使用数量そのものは、引き続き焼却施設の運営管理業務委託業者とも密接に連携しながら、節電を図ってまいりたいと思います。

一方、焼却炉の運転に関しましては、どうしても必要な部分がありますので、それについては必要な予算の確保に努めてまいります。

なお、新年度予算につきましても、今回の積算で使用した値上がりを見込んだ額を要求させていただいており、現時点では、その中で対応できるのかなというふうに考えております。

○山口委員

今、課長がおっしゃったように、所長がおっしゃったように、今後も上がっていくというふうに見られますので、電気料金のその考え方も含めて、何が適切で、クリーンセンターとしてしっかりと稼働していくために必要な電気の確保、電気量を確保しつつ、必要な適切なやり方を今後とも考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出5款農林水産業費の提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いします。

○小川農業委員会事務局長

同じく補正予算書39ページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費についてご説明いたします。

最初に、1目農業委員会費につきましては、補正前の額に221万4千円を減額し、補正後の額を6千960万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費221万4千円の減額は、人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の減でございます。

○酒和農政課長

続きまして、2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正前の額から91万1千円を減額し、補正後の額を9千382万7千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。給料は4月1日付人事異動に伴う減額補正、補正予算書40ページをお願いいたします。

職員手当、共済費は給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴う増額補正となっております。

続きまして、3目農業振興費につきましては、補正前の額に77万2千円を増額し、補正後の額を1億2千584万9千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。農業後継者対策費2千円を増額につきましては、22節償還金利子及び割引料、農業次世代人材投資事業交付金返還金2千円となっております。

これは、新規就農者の交付対象期間の算定で、本来令和元年分、令和2年分の所得を確認し、交付金額を確定させる必要がありましたが、令和元年分のみで判断したことにより、1千360円の返還金が必要になったものであります。具体的には、令和元年より令和2年の農業所得が約2倍になったことにより、上限150万円で交付済だったものが、確定金額149万8千640円となり、1千360円を返金しようとするものでございます。

農業再生協議会事業費77万円の増額につきましては、18節負担金補助及び交付金、地域農業再生協議会運営事業補助金の増額となっております。

これは、議案質疑におきましてもご説明させていただきましたが、農林水産省では、所管する法令に基づく申請や補助金、交付金の申請手続をオンラインで行うことができる共通申請サービス、通称eMAFFといわれておりますが、本年9月に手続のオンライン化が完了いたしました。このオンラインシステムにより、紙で行う手続のほとんどがなくなり、書類を窓口に届けるなどの申請者の補助金をはじめとする様々な手続の申請の手間が解消されます。

このことから、今回、本市の八街市地域農業再生協議会が管理する耕作台帳システムにつきましても、申請者の利便性向上を図るため、全国一斉のオンラインシステムに移行しようとするものでございます。

また、12月補正予算に計上した理由につきましては、農林水産省では、全ての法令に基づく手続や補助金、交付金の申請手続のオンライン化を本年9月に完了し、令和5年度から全国で本格稼働を進めるため、本年度中にシステムの移行をする市町村に対しまして、システム移行に係る経費全額を国で負担することになっていることから、今回補正しようとするものでございます。

以上で、5款農林水産業費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出6款商工費の提案者の説明を求めます。

○牛川商工観光課長

6款商工費についてご説明いたします。補正予算書の40ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、補正前の額に125万3千円を増額し、補正後の額を7千603万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費125万3千円を増額につきましては、4月1日付人

事異動に伴う、2節給料30万7千円の減、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増、並びに時間外勤務手当の調整に伴う、3節職員手当123万9千円の増、4節共済費32万1千円の増でございます。

続きまして、41ページをご覧ください。

2目商工業振興費につきましては、補正前の額から9千570万円を減額し、補正後の額を3億321万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。こちらにつきましては、議案質疑においても説明させていただきましたが、ファイトやちまた八街中小企業等支援金事業費につきましては、申請件数を最大で5千440件と想定していたところ、実績といたしまして、2千235件であったことから、18節負担金補助及び交付金9千570万円を減額するものです。

以上で、6款商工費の説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

すみません。41ページのファイトやちまた中小企業支援金事業費について、ちょっと確認をさせてください。

先ほど説明がございましたが、全体で41パーセントの執行率という形ですよ。これは、たしか中小企業の方もそうなんですけど、農家の方も申請できる制度ですよ。違いましたっけ。それは違う。はい。

じゃあ、この中小企業の方なんですけど、これを申請された方に関しては、部門別というところの割り振りというのは今分かっているのでしょうか。

○牛川商工観光課長

主な業種といたしましては、全て言った方がよろしいですかね。

○山口委員

できれば。

○牛川商工観光課長

はい、分かりました。

では、まず、サービス業が38パーセント。件数にしまして849件。割合にしまして38パーセント。飲食業が件数が132件、割合が5.9パーセント。運輸業が125件、割合が5.6パーセント。卸売業が42件、1.9パーセント。建設業が525件、23.5パーセント。卸売業が258件、11.5パーセント。製造業が154件、6.9パーセント。農業法人が、農業に関しましては法人のみ中小企業の扱いとしますので、3件で0.1パーセント。その他といたしまして146件で、6.5パーセントですね。

すみません。建設業は、先ほど525件と申しましたが、526件の誤りです。失礼しました。以上で2千235件となります。

説明を終わります。

○山口委員

多くの企業が大変な物価高騰であったりとか、コロナ禍で、なかなか思うように進まないという中で、大変助かった方もいらっしゃると思いますが、実際にこれをやってみて、総括としてどのように考えているのか、お伺いします。

○牛川商工観光課長

現在の物価高や原油高に対しまして、3万円という額でどこまで中小企業者様を助けられたかということは、はっきりとご意見として全部分かっているわけではないのですが、少なくとも助かったという声は聞いております。

○山口委員

今回だけに限らず、今後も物価高であったりとか、このコロナの影響というのはまだまだ続いていくだろうというふうに予想されます。なので、今回に限らず、今後もそういう機会があれば、どんどん積極的に対応していただいて、そういった様々な業種の皆さんが生活に困らないように、この八街に住んでよかったと思えるような対策を今後も練って、対応をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出7款土木費の提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いします。

○中村道路河川課長

それでは、補正予算書の41ページをご覧ください。

7款土木費、1項土木管理費についてご説明いたします。1目土木総務費は、補正前の額に95万8千円増額し、補正後の額を1億23万3千円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費900万円の増額につきましては、給料、職員手当、共済費で、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴う増額補正でございます。

土木施設管理費5万8千円の増額につきましては、道路管理に係る資材置場及び車庫の電気料等光熱費につきまして、電気料の高騰によりまして、不足に伴う増額補正でございます。

一般職人件費90万円の増額でした。失礼いたしました。

次に、42ページ、2項道路橋梁費についてご説明いたします。1目道路橋梁総務費は、補正前の額に539万1千円増額し、補正後の額を1億5千694万2千円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費128万1千円の増額につきましては、給料、職員手当、共済費で、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴う増額補正でございます。

道路橋梁総務費41万5千円の増額につきましては、現場用車両等の燃料費の不足に伴う増額補正でございます。

道路等管理費369万5千円の増額につきましては、道路照明電気料及び排水ポンプ電気料等の不足に伴う50万5千円の増及び流末排水路ポンプ設備1か所の故障に伴う交換費等費用319万円の増でございます。

次に、3目道路新設改良費は、補正前の額に1千512万7千円増額し、補正後の額を3億2千183万3千円とするものです。

説明欄をご覧ください。道路整備事業費1千512万7千円の増額につきましては、道路安全対策工事として、市道216号線の八街南中学校前のグリーンベルト設置工事を計上したものでございます。

次に、4目道路排水対策費は、補正前の額から500万円減額し、補正後の額を3千209万円とするものでございます。これは、土地所有者の同意が得られなかったことに伴い、予定していた市道夕日丘27号線排水整備工事が中止となったため、減額するものでございます。

○戸村都市計画課長

続きまして、4項都市計画費についてご説明いたします。補正予算書の43ページをご覧ください。

初めに、1目都市計画総務費につきましては、補正前の額に27万4千円を増額し、補正後の額を1億2千630万4千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費178万円の減額につきましては、主に都市計画課職員1名の休職による給料、職員手当の減額と、共済費の標準月額の設定に伴う増額補正でございます。

都市計画管理費179万5千円の増額につきましては、八街駅、榎戸駅自由通路等に係る電気代の高騰に伴う需用費、光熱水費の増額補正でございます。

建築開発行政費2万1千円の増額につきましては、ガソリン代の高騰に伴う需用費、燃料費の増額補正でございます。

自転車駐車場管理運営費23万8千円の増額につきましては、駐輪場の電気代の高騰に伴う需用費、光熱水費の増額補正でございます。

次に、2目街路事業費につきましては、補正前の額から40万6千円を減額し、補正後の額を5千58万円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費40万6千円の減額につきましては、都市計画課職員1名の退職に伴う給料の減額と、職員手当、共済費については給料表の設定に伴う増額補正でございます。

次に、4目公園費につきましては、補正前の額に6千円を増額し、補正後の額を3千535万2千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。公園緑地管理費6千円の増額につきましては、44ページをご覧ください。

ガソリン代の高騰に伴う需用費、燃料費の増額補正でございます。

続きまして、5項住宅費についてご説明いたします。1目住宅管理費につきましては、補正前の額に23万7千円を増額し、補正後の額を1億2千114万9千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費23万7千円を増額につきましては、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増による給料、職員手当、共済費の増額補正でございます。

以上で、7款の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小菅委員

それでは、42ページの道路排水対策費ですが、説明欄のところで、道路排水整備工事がしなくなったと言われておりましたけれども、取りあえず、この場所はどの辺なのか、もう一度詳しくお願いします。

○中村道路河川課長

こちらの場所につきましては、市道夕日丘27号線という場所なんですけど、場所をちょっと説明するのは難しいかな……。

県道の千葉八街横芝線の神田の公民館があるんですけども、そこから南の方へ入っていった、ちょっと細い道路なんですけど、市道111号線と並行して走っているような道路になります。

こちらは雨が降りますと、道路冠水が結構多発しておりまして、そこに道路排水を入れる予定だったんですけども、その側溝を入れるような費用を計上してございましたが、その流末と申しましょうか。排水先が民地の部分になってしまうんですけども、そちらの地権者さんが、なかなか相続とかで分からなかった部分と、あとは、そちらの方とのやり取りがなかなか進まなかったことによりまして、今回は先送りということで、中止ということにさせていただきました。

○小菅委員

説明をありがとうございました。先送りということでございますけれども、今後、この計画は地権者さんの了解が得られれば、また来年度、再来年度になるか分かりませんが、進められるということによろしいでしょうか。

○中村道路河川課長

はい。そのようにしたいと考えております。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

42ページの、これは道路整備事業費ですが、これは八街南中学校のグリーンベルトということなんですけれども、グリーンベルトは距離的には何メートルなのか。距離ですね。距離をお伺いします。

○中村道路河川課長

距離は1.4キロメートルになります。両側を施工する予定でございます。

○山口委員

これはどこからどこまでの区間ですか。八街南中学校の前といってもかなり広いですから、どこからどこまでで1.4キロメートルなのかお伺いします。

○中村道路河川課長

こちらは、市道115号線の信号機が付いている交差点がありますね。そこから南へ向かいまして、大和自動車さん、そちらの間を今年度道路改良工事として、舗装を実際に、施工は終わっているんですけども、そこに改めてグリーンベルトを乗せていくという形になります。

○山口委員

はい。分かりました。やはり、ちょっと中学校の整備がなかなか進んでいなかった中で、あそこを整備していただきましてありがとうございます。グリーンベルトが付いて、より分かりやすいというか、歩道もあそこがないので、より分かりやすくなると思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど小菅委員がおっしゃっていた箇所なんですけど、これは国の方の補助金も活用しているわけなんですけど、次年度という形になるんですか。次年度に行っていくという形になるんですかね。

○中村道路河川課長

今回、こちらに関しましては、国の交付金を活用する形で計画されておりましたが、その分こちらの工事ができなくなった分につきまして、その事業費を振り替えて、FWD調査という道路改良をするために必要な非破壊調査、こちらに振り替えさせていただきました。

こちらの排水対策につきましては、引き続き地権者さんと交渉しながら、確実にできるような形となったときに、改めて交付金の要望に、こちらから計画してまいりたいと考えております。

○山口委員

分かりました。

そういった意味では適切に対応されているのかなというふうに思いますので、排水というのは生活する上で必要なことですので、ここだけに限らず、様々な要望等も上がっているでしょうから、しっかりと国、県の交付金、補助金を活用しながら、どんどん対応していただきたいと思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表繰越明許費補正1追加の内7款土木費について、提案者の説明を求めます。

○中村道路河川課長

それでは、補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正1追加についてご説明いたします。7款土木費、2項道路橋梁費、道路等管理費319万円は、今回補正予算に計上しております補正予算書42ページの7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、道路等管理費の14節工事請負費、施設改修工事でございます。

これは、流末排水ポンプ設備1か所の故障に伴う交換等工事費でありまして、降雨時に被害の大きい地域に設置されている設備ですが、故障により早急な交換が必要な状況でございます。しかしながら、交換改修の工事が特殊であり、発注より相当の工期が必要となることから、年度内の完成が見込めないため、繰越の措置を行うものでございます。

以上で、第2表繰越明許費補正1追加の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表債務負担行為補正1追加の内(44)から(69)について、提案者の説明を求めます。

○塚本環境課長

それでは、補正予算書は9ページをご覧ください。

(44)産業廃棄物不法投棄監視業務につきましては、廃棄物及び残土等不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄を早期に発見し、行為者及び排出事業者等を特定し、投棄物の撤去等行政指導の円滑化を図るためのものですが、未実施の期間を生じさせないため、年度当初より業務委託するもので、限度額は158万4千円でございます。

○川津クリーン推進課長

続きまして、(45)番から12ページの(67)番までの23件は、クリーン推進課が所管する事業で、いずれも年度間の継続性を維持し、年度当初から業務を開始する必要があるため、期間を令和4年度から令和5年度までとする債務負担行為を設定しようとするものです。

初めに、9ページ、(45)番、焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬品購入は、限度額を3千687万3千円にするもので、焼却処理施設及び最終処分場汚水処理施設で使用する薬剤の購入費です。この限度額は、前年度比で1千132万9千円の増額、率にして44.4パーセントの増となっておりますが、これは、原料価格や燃料価格の高騰を受け、各種薬

剤製造コストや物流コストの上昇に伴い、各種薬剤の単価が値上がりしていることから、大幅な増額となっております。

次に、（４６）番、クリーンセンター警備業務は限度額を１９万２千円にするもので、クリーンセンター管理棟及び焼却施設の機械警備を行う業務です。

次に、１０ページ、（４７）番、クリーンセンター消防設備保守管理業務は、限度額を４９万９千円にするもので、クリーンセンター工場棟及び管理棟に設置している消防設備について、消防法第１７条の規定に基づき、点検等を行う業務です。

次に、（４８）番、クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務は、限度額を６０万２千円にするもので、電気事業法第４３条第１項の規定に基づき、受電設備等の維持及び保安管理を行う業務です。

次に、（４９）番、焼却施設用ボイラー等保守点検整備業務は、限度額を１億１千３１８万４千円にするもので、労働安全衛生法第４１条第２項に基づく点検整備であり、ボイラーの性能検査受検までに事前に排熱ボイラーや蒸気タービン及び附帯設備等の点検整備を行う業務です。

次に、（５０）番、クリーンセンター電気計装設備保守点検業務は、限度額を７６４万５千円にするもので、焼却施設の中央監視盤のほか、各種電動盤やセンサー等、電気計装類の点検整備を行う業務です。この限度額は、前年度比１４０万８千円の増額、率にして２２．６パーセントの増となっておりますが、これは、中央制御システム用部品の更新を含むため、増額となっております。

次に、（５１）番、最終処分場汚水処理施設維持管理業務は、限度額を２４６万９千円にするもので、最終処分場から排出される汚水処理施設の運転に係る維持管理を行う業務です。

次に、（５２）番、一般廃棄物収集業務は、限度額を１億９千５万４千円にするもので、ごみ収集場所に排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、金物、小型家電、硬質プラスチック、プラスチック製容器包装、缶、ビン及びペットボトルの収集、運搬を行う業務です。この限度額は、前年度比２７４万６千円の増額、率にして１．５パーセントの増となっておりますが、これは、燃料代及び人件費の増に伴う収集車両１台当たりの単価の上昇により増額となっております。

次に、（５３）番、資源物古紙収集業務は、限度額を２千２０２万９千円にするもので、ごみ収集場所に排出される古紙の収集、運搬を行う業務です。

次に、（５４）番、粗大ごみ収集業務は、限度額を２９０万４千円にするもので、粗大ごみの戸別収集を行う業務です。この限度額は、前年度比１００万３千円の増額、率にして５２．８パーセントの増となっておりますが、これは、燃料代などの上昇に伴い増額となっております。

次に、（５５）番、蛍光管及び電池収集業務は、限度額を３９６万円にするもので、ごみ収集場所に排出される蛍光管及び電池類の収集、運搬を行う業務です。この限度額は、前年度比２２万４千円の増額、率にして６パーセントの増となっておりますが、これは、燃料代な

の上昇に伴い増額となっております。

次に、(56)番、硬質プラスチック処理業務は、限度額を221万8千円にするもので、硬質プラスチック類の再資源化を行う業務です。この限度額は、前年度比93万9千円の減額、率にして29.7パーセントの減となっておりますが、これは、処理見込量の減少に伴い減額となっております。

次に、11ページ、(57)番、不燃物、ビン処理業務は、限度額を937万9千円にするもので、ビン類の再資源化を行う業務です。この限度額は、前年度比76万2千円の減額、率にして7.5パーセントの減となっておりますが、これは、処理見込量の減少に伴い減額となっております。

次に、(58)番、焼却飛灰等処理業務は、限度額を2千316万円にするもので、焼却処理で発生する焼却飛灰の運搬処理を行う業務です。この限度額は、前年度比305万3千円の減額、率にして11.6パーセントの減となっておりますが、これは、処理見込量の減少に伴い減額となっております。

次に、(59)番、蛍光管及び使用済電池処理業務は、限度額を196万9千円にするもので、蛍光管及び乾電池類の再資源化を行う業務です。この限度額は、前年度比43万7千円の減額、率にして18.2パーセントの減となっておりますが、これは、処理見込量の減少に伴い、減額となっております。

次に、(60)番、焼却灰収集運搬処理業務は、限度額を6千782万9千円にするもので、焼却処理で発生する焼却灰の運搬及び処理を行う業務です。この限度額は、前年度比442万4千円の増額、率に7パーセントの増となっておりますが、これは、処理見込量が減少する一方で、一部の処理単価が上昇していることから増額となっております。

次に、(61)番、容器包装プラスチック類中間処理業務は、限度額を1千655万3千円にするもので、容器包装の処理に係る分別収集及び再製品化の促進に関する法律に基づき、プラスチック容器包装を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すにあたり、不純物の除去や圧縮、梱包の中間処理を行う業務です。

次に、(62)番、焼却処理施設保守点検業務は、限度額を7千777万7千円にするもので、焼却処理施設の安定的な運転を行うための保守点検及び不良箇所の整備を行う業務です。この限度額は、前年度比2千590万9千円の増額、率にして50パーセントの増となっておりますが、これは、現在実施しております基幹の設備改良工事の対象工事以外の設備において、経年劣化等により交換箇所が増えたこと、また、交換部品の価格上昇等により、大幅な増額となっております。

次に、(63)番、環境調査測定業務は、限度額を775万5千円にするもので、焼却灰及び焼却飛灰ばい煙調査、最終処分場汚水処理施設からの放流水、周辺井戸水の水質調査等を行う業務です。

次に、(64)番、処分場内整備用備品等の賃借は、限度額を450万円にするもので、廃棄物の一時保管場所や、最終処分場内で使用する敷鉄板40枚を賃借するものです。

次に、（６５）番、破袋処理業務は、限度額を２５４万３千円にするもので、金物、小型家電、硬質プラスチックの再生ごみ及び電池類の破袋及び分別を行う業務であります。

（６６）番、小型家電処理業務は、限度額を６０５万円にするもので、小型家電リサイクル法に基づき、国の認定を受けた事業者に再資源化を委託する業務です。この限度額は、前年度比２０３万５千円の減額、率にして２５．２パーセントの減となっておりますが、これは、処理見込量の減少に伴い減額となっております。

終わりに、１２ページ、（６７）番、缶類運搬処理資源化業務は、限度額を３５４万７千円にするもので、缶類の再資源化の中間処理を行う業務です。この限度額は、前年度比２７３万円の減額、率にして７．１パーセントの減となっておりますが、これは、処理見込量の減少に伴い減額となっております。

○中村道路河川課長

続きまして、（６８）番、道路管理用車両の賃借につきましては、期間を令和４年度から令和８年度まで、限度額を１１８万８千円に設定するものでございます。これは、職員が行う現場作業に際し、重機及び建設資材の積載、運搬ができる車両が必要であり、現在賃借している車両の賃貸借期間が今年度で終了することから、引き続き運搬車両を賃借したいため、債務負担行為の設定をするものでございます。

○戸村都市計画課長

（６９）番、八街駅自由通路エレベーター修繕につきましては、八街駅自由通路に設置されております南口側エレベーターの主ロープ等の取替えに伴う費用でございます。

エレベーターは、橋上化された八街駅及び自由通路を利用する障がい者の方には必要不可欠な施設であり、毎月点検を行い、管理をしているところでございます。点検の結果、主ロープの交換が必要と判定されたことから、修繕を行うものでございますが、主ロープ等の部材の納品には数か月の期間を要するため、年度内に完了することができないとの報告を受けたことから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

期間は令和４年度から令和５年度まで。限度額は８１万６千円でございます。

以上で、第３表債務負担行為補正１追加の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小菅委員

１点、伺います。（４９）番の焼却施設用ボイラー等保守点検整備業務ということで、１億１千３００万円ほど限度額が計上されておりますけれども、この点検だけだと、これほどお金がかからないのかと思いますけれども、整備ということですが、どのような整備を計画されているのかお伺いいたします。

○川津クリーン推進課長

細かい箇所まで手元の資料にないものですから、ちょっとご容赦いただければ助かるんです

が、先ほどご説明したとおりの説明になってしまうかもしれませんが、労働安全衛生法に基づく点検整備なんですけど、これの法に基づく性能検査を受けるまでに、事前に排熱ボイラー、そして、蒸気タービン及び附属設備の点検整備を行うということになっており、この附属設備の細々とした部分に関しましては、ごめんなさい。手元に資料を持っていないくて、申し訳ありません。

○小菅委員

整備ということですので、機械の交換、または部品の交換とかということ、そういう理解でよろしいですか。

○川津クリーン推進課長

失礼しました。当然経年劣化等により、劣化している部分に関しましては交換しますし、修繕で足りる部分に関しましては修繕の対応ということで、いろんな部品、あるいは設備等の積上げをした結果、このような額になってしまっているということでございます。

○小菅委員

長く使っていくためには、そのような、いろいろな点検等をしていかなければならないと思いますので、必要であれば、そのように進めていただきたいと思います。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤委員

今と同じようなことなんですけど、(62)番、焼却処理施設保守点検業務、これも内容的にはどの辺までになるのか。

○川津クリーン推進課長

ご質問の焼却処理施設保守点検の増額に関して、あるいはその内容に関してということなんですけど、この業務につきましては、焼却処理施設の各種設備の年次点検及び消耗品の更新等を実施しております。

その結果、令和3年度と比較しますと、かなりの増額となっておりますが、主な増額理由としましては、有害ガスの除去を目的とした排ガス設備の触媒効果として2千506万円の計上。そのほか、クレーン設備として374万4千円。これは、制御関係の交換になっております。また、燃焼ガス設備としまして、排ガス測定結果に基づいて、煙道ダクトの内部清掃点検を行うものとして225万円の追加といいたいでしょうか、令和5年度に関しては、そのような内容で増額となっているということになります。

○山田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑は。

○角副委員長

すみません。1つだけ確認させていただければと思います。

(45)番、焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬品購入。薬品が値上がりしたという

部分でアップされていると思うんですが、この薬品はもう決められた薬品、これしかもう駄目ということなのか、ほかに代替えのもの、ちょっと安いものがあるとか、ちょっとその辺は詳しいところを教えていただければと思います。

○川津クリーン推進課長

お答えします。

この薬剤関係につきましては、全部で17種類の薬剤があります。基本的には仕様の中で性能を示させていただき、あるいはその相当品ということで仕様の中で固めさせていただき、基本的には入札をかけさせていただいて、その仕様に合った業者さんの中から、最低落札業者さんの方から購入をさせていただくというような方法を取っております。よろしいですか。

○角副委員長

入札のその結果、どうしてもやっぱりこの値段というか、上がってしまったということではないんですかね。これからというか。

○川津クリーン推進課長

今回の額を設定するにあたりましては、1社の業者ということではなく、複数社の業者の方から参考見積を徴収しまして、その結果、今回の額を設定させていただいているところです。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

すみません。(54)番ですか。粗大ごみ収集業務、58パーセント増でしたっけ。58パーセント増でよろしかったんでしたっけ。(58)番の粗大ごみ収集業務。54ですか。

○川津クリーン推進課長

54.....。

○山口委員

この54パーセント増になった要因をもう少し詳しく教えていただけますか。

○川津クリーン推進課長

粗大ごみ収集業務につきましては、前年度比で100万3千円の増額、率にして52.8パーセントの増となっているところを先ほどご説明させていただいたところですが、この粗大ごみ収集業務につきましては、3社から参考見積を聴取しまして、その結果、3社いずれも増額となっております。

そして、その3社の中の最低の額を採用して、限度額を設定していただいたところで、話を聞いたところ、見積りを徴収しながら、状況をお聞きしましたところ、車両に係る燃料費、そして、その車両の維持費、そして、人件費の方で、いずれも上昇しているというようなことは聞いております。

○山口委員

はい。分からないような、分かるようなところなんですけど、どちらにせよ、今までやっていただいたのが多分安かったのかなというところも含めて伺いました。

あと、クリーンセンターに関わる、今、債務負担行為の説明がございましたが、例えば複数年で契約するとか、そういったことはできるものという検討というのはされたのか、お伺いします。

○川津クリーン推進課長

委員ご指摘のとおり、複数年契約をした方が有利であったり、あるいはその業務の継続性、そして、ごみ収集等の場合には、安定した収集体制というのが図れますので、ご指摘のような複数年契約ということは現在検討を始めたところで、その契約の内容によりまして、あるいは業務の内容によって、複数年契約については検討を進めたいというふうに考えているところです。

○山口委員

ぜひとも複数年も検討していただいて、よりいいクリーンセンターの業務が遂行できるような対応、体制を作っていただきたいと思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○山田委員長

起立全員です。議案第10号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

執行部の皆様に申し上げます。この後の審議に係る職員以外は退席して結構です。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時08分)

○山田委員長

再開します。

議案第13号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、収入・支出について提案者の説明を求めます。

○仲田下水道課長

それでは、議案第13号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第2条、業務の予定量の補正ですが、汚水整備事業につきまして、既決予定額に1万3千円増額し、1億185万1千円にしようとするものです。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正ですが、支出のうち、第1款下水道事業費用につきまして、既決予定額に66万5千円を増額し、補正後の額を7億1千278万8千円に改めようとするものです。

次に、第4条、資本的収入及び支出の補正ですが、第4条の本文括弧書きについてですが、補正後の資本的収支の財源不足につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5千134万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千64万円、減債積立金5千772万2千円、当年度分損益勘定留保資金1億1千494万2千円及び繰越利益剰余金処分額6千804万3千円で補填することに改めようとするものです。

2ページに参りまして、支出のうち、1款資本的支出につきまして、既決予定額に1万3千円増額し、補正後の額を4億2千99万3千円にしようとするものです。

次に、第5条、債務負担行為ですが、公共下水道施設の維持管理に関するもの4件と、下水道使用料徴収業務1件でございます。管理施設の異常、または緊急時の対応と、使用料の徴収業務につきましては、年間を通して行う必要があることから、令和5年4月1日から業務を開始したいので、令和5年3月中に契約を締結するため、限度額を定め、債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為の期間につきましては、それぞれ令和4年度から令和5年度でございます。

各事項及び限度額についてご説明いたします。

まず、下水道汚泥中間処理業務は、公共下水道維持管理業務において、汚水管渠や汚水マンホールポンプの清掃時に生じる汚泥を中間処理業者に処理を委託するもので、限度額は処分する汚泥の量に、1トン当たり3万8千500円を乗じて得た額でございます。

次に、公共下水道維持管理業務は、汚水マンホールポンプ9基の保守点検及び清掃、並びに発生汚泥の運搬等の費用でございまして、限度額は485万1千円でございます。

次に、大池調整池維持管理業務は、調整池の雑草除去や土砂の瞬作等の費用として、限度額は1千395万9千円でございます。

次に、マンホールポンプ緊急通報装置保守業務は、汚水マンホールポンプ7か所分の緊急通報装置保守費用として、限度額は18万5千円でございます。

最後に、下水道使用料徴収業務は、コンビニ収納に係る手数料で、限度額は使用料の収納取扱件数1件当たり56.1円とし、それぞれ債務負担行為を追加しようとするものです。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正についてですが、第8条に定めた職員の給与費につきまして、既決予定額に71万8千円増額し、補正後の予

定額を6千745万1千円に改めようとするものです。

次に、第7条、利益剰余金の処分の補正ですが、予算第10条に定めた額に繰越利益剰余金を1万3千円増額し、6千804万3千円に改め、減債積立金に積み立てるよう改めるものです。

それでは、収益的収入及び支出について、科目ごとに説明いたします。

5ページの実施計画書をご覧ください。

初めに、支出1款下水道事業費用、1項営業費用につきましては、既決予定額に70万5千円増額し、補正後の額を6億5千532万6千円にしようとするものです。これは、総係費において、給与改定に伴う職員給与費の増によるものです。

次に、2項営業外費用につきましては、既決予定額から4万円減額し、補正後の額を5千43万2千円にしようとするものです。これは、2目消費税及び地方消費税について、消費税等納税予定額の再計算により4万円を減額するものです。

6ページに参りまして、資本的収入及び支出ですが、支出1款資本的支出、1項建設改良費につきましては、既決予定額に1万3千円を増額し、補正後の額を1億3千383万7千円にしようとするものです。これは、2目污水管渠建設改良費において、給与改定に伴う職員給与費の増によるものです。

以上で、令和4年度下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

すみません。ちょっと1点お伺いしてもよろしいでしょうか。

2ページの債務負担行為についてなんですけれども、ここで挙がっているこの債務負担行為は、昨年度と比べて上がっているのか、下がっているのか。どのような形になっているのか、お伺いします。

○仲田下水道課長

マンホールポンプの緊急通報装置保守業務、こちらが昨年までは3か所でしたが、今年度7か所、来年度から7か所に増えることから増額となっております。

ほかにつきましては、変更はございません。

すみません。あと、下水道維持管理業務と大池調整池の維持管理業務につきましても若干ですが増えております。

○山口委員

その上がっている要因と、3か所から7か所になった要因を教えてください。

○仲田下水道課長

マンホールポンプの緊急通報装置の方を、現在、制御盤の更新を行っておりまして、耐用年数が過ぎたところから更新しているんですけれども、今年4基入替えを行いまして、そのせ

いで増えております。

あと、維持管理業務の方は主に人件費と考えております。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤委員

2 ページの債務負担行為ですけど、一番下の下水道使用料徴収業務、これはどのくらいの金額を見込まれているのか。

○仲田下水道課長

来年度、およそ8千300件、金額で46万4千500円を見込んでおります。

○加藤委員

過去では、これは下水道使用料の何パーセントぐらいがコンビニの収納が占めているのかな。

○仲田下水道課長

すみません。今、詳しい資料をちょっと持っていなくて、数字が答えられません。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○角副委員長

すみません。1つだけ確認させていただきたいんですが、先ほどのマンホールポンプ緊急通報装置ですか。3か所から7か所ということで、今後、これは7か所以上増えていく方向なのか、計画的に増やすのか。ちょっとその辺の今後のことを教えていただければと思います。

○仲田下水道課長

マンホールポンプは現在9基ございまして、それが耐用年数が来ると更新していくんですけども、現在のところ、あとの2基はまだ予定はございません。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤委員

この債務負担の真ん中に大池調整池が出ていますけど、これは、今工事の進捗状況はどの程度まで行ったのかな。ちょっと申し訳ないけど。

○仲田下水道課長

大池調整池の工事の進捗ですが、今年度は本体の工事は完了いたしまして、次年度以降、外周、道路等の整備に入る予定でございます。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第13号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○山田委員長

起立全員です。議案第13は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、収入・収支について提案者の説明を求めます。

○古西水道課長

それでは、議案第14号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、既決予定額に2千63万2千円を増額し、12億3千505万4千円としようとするものでございます。

次に、支出第1款水道事業費用につきましては、既決予定額に1千464万7千円を増額し、10億3千573万7千円としようとするものでございます。

内訳でございますが、5ページの実施計画書をご覧ください。

令和4年度八街市水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出でございますが、収入第1款水道事業収益、1項営業収益、3目その他営業収益を15万円増額するもので、消火栓維持管理費繰入金の増によるものでございます。

次に、第2項営業外収益、2目他会計補助金を1千5万円を増額するもので、営業対策費及び児童手当に関わる補助金の増によるものでございます。

次に、3目補助金を1千43万2千円増額するもので、千葉県市町村水道総合対策事業補助金の増によるものでございます。

次に、支出第1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費用454万6千円増額するもので、光熱水費、動力費の増によるものでございます。

次に、2目排水及び給水費を1千31万5千円増額するもので、給料表の改定等による人件費の増及び燃料費、動力費の増によるものでございます。

次に、4目総係費を48万円を増額するもので、給料表の改定による人件費の増及び燃料費、光熱水費の増によるものでございます。

次に、5目減価償却費を92万9千円減額するもので、令和3年度有形固定資産が確定したことにより、減価償却費が減となるものでございます。

次に、7目その他営業費用を15万1千円増額するもので、消火栓維持管理費の貯蔵品の増

によるものでございます。

次に、第2項営業外費用、2目消費税を8万4千円増額するものでございます。

1ページにお戻りください。

第3条、資本的収入及び支出でございますが、支出第1款資本的支出につきましては、既決予定額に11万2千円を増額し、4億5千295万1千円にしようとするものです。

内訳ですが、6ページの資本的収入及び支出をご覧ください。

支出第1款資本的支出、第1項建設改良費、2目施設費を11万2千円増額するもので、給料表の改定による人件費の増によるものでございます。

2ページにお戻りください。

第4条債務負担行為でございますが、債務負担行為ができる事項、期間及び限度額をそれぞれ定めるもので、上水道水質検査業務及び消毒用次亜塩素酸ナトリウム購入につきましては、安心して水道を利用していただくために、浄水及び原水の水質検査業務委託、並びに原水の消毒に使用する薬品の物品購入を行うものでございます。

次に、給排水管等修繕業務につきましては、緊急の漏水修繕工事が発生した場合、迅速に対応してもらうための業務委託でございます。

次に、漏水調査業務につきましては、地表に現れない漏水を早期に発見するための業務委託でございます。

次に、上水道料金収納業務につきましては、水道料金のコンビニエンスストアでの収納や、スマホアプリによる決済を取り扱うための業務手数料でございます。

次に、工事作業用車両購入につきましては、工事等の現場へ向かうための作業用車両の入替えに伴う固定資産購入費用です。

それぞれの費用は、失礼しました。それぞれの業務は、来年4月から実施する必要があるため、今回債務負担行為をお願いするものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、これは、予算第9条に定めた職員給与費の既決予定額に79万9千円を増額し、7千948万3千円としようとするものでございます。

第6条、他会計からの補助金でございますが、これは、予算第10条に定めた営業対策費及び児童手当に要する経費として、一般会計から補助を受ける金額に1千5万円を増額し、1億7千41万円としようとするものでございます。

第7条、棚卸資産購入限度額でございますが、これは、予算第11条に定めた棚卸資産購入限度額の既決予定額に11万4千円増額し、1千447万4千円としようとするものです。

以上で、議案第14号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

すみません。2ページの債務負担行為について、先ほども下水道事業でも同じような質問をさせていただきましたが、この項目の中で、昨年度と比べて上がったり、下がったりとかしている項目があると思いますが、その状況等についてお伺いをいたします。

○古西水道課長

手元に昨年度の補正予算書がちょっとありませんが、そもそもこの計算は、見積りも含めてなんですけれども、設計を実際に調査業務、検査業務等は日本水道協会の歩掛りと言っはなんですけれども、そういう設計書に基づいて、当市の方で設定しております。そういうことを考えますと、単価の値上げ、燃料費とか光熱費、それから、運搬費等が各年度それぞれ適切に上がっているはずですので、おおむね上がっております。ただ、料金徴収業務に関しましては、昨年同様の額というふうに理解しております。

また、工事作業用の車両は今年度定期検査で車両が使えなくなりそう、車検が通らないということで、急遽この補正予算に盛り込んでいただくような状況ですので、それは対前年度というか、昨年と比べて増えたものの要因というか、要素でございます。

以上です。

○山口委員

債務負担行為という形で乗っけるということは、一応昨年度のことも含めて、調べてここに出していただきたいなというふうには思いますので、その辺の対応は今後はしていただきますように、お願いをいたします。

あと、5ページになります。やはりここでも、クリーンセンターの方でもかなりの額が光熱水費、燃料費の高騰に伴っての増額ということでもありますけれども、ここでも大体1千600万円ぐらいですかね。1千500万円ぐらいの増が光熱水費と燃料費、人件費ですね。上がっておりますが、これは水道課としては、例えばこれの対応、対策、上がっていくことがもう見込まれていく中で、どのようなことを考えているのか、あれば、お伺いをいたします。

○古西水道課長

実際に水道事業は電気でポンプ等、水道浄水処理とか、計器も、電気で行っております。実際に売電とかというように、先日、総務委員会で電気の入札をすとかというように話をしても、受ける方がいらっしやらなかったという状況もありましたので、水道事業としては、ずっと東京電力にずっと頼っているという状況は、引き続き頼らざるを得ないという状況が続く模様です。

運転管理、先ほどクリーンセンターの話で、クリーンセンターは年間契約とかという話をしていましたけれども、水道事業としては、運転管理は複数年契約をして、経費の削減とかになっていると我々は認識しておりますが、電気に頼らざるを得ないという実情を改めることは非常に難しいものだと考えております。

したがって、内部のどのぐらいの電気を減らすとかというようなことを、一般的な事務量を減らすしか方法がないのかなというふうになってしまうのかなと。

ただ、特に水道の電気代は季節ごとに料金が変わるような状況でして、基本単価は前年度の

単価に反映するというような、困ったような計算になっていますから、一概にその時点で削減できるか、ちょっと収拾が付かなくなってしまうかもしれませんが、いずれにしても頼らざるを得ない。何かしら方法を見付けて、削減できたらよいなというふうに担当は考えております。

○山口委員

水道課としても努力をされているというのを重々承知しておりますので、やはり安心、安全な水を供給するための対応としまして、そういった電気の値上がりであったりとか、燃料費の高騰も踏まえて、安心して安全に供給できるような体制を今後とも整えていただければというふうに思いますので、何かしらの方策も考えながら対応していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第14号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○山田委員長

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

経済建設常任委員会を閉会します。

委員の皆様申し上げます。この後、経済建設常任委員会協議会を開催しますので、農業委員会と農政課の資料を持って、第2会議室に移動をお願いします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時36分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員